

『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』と そこに編綴された沖縄県令達について

青嶋 敏

名誉教授

‘Hon-ken Sho-tasshigaki oyobi Reitatsu-tou Tsuzuri in Meiji 22nd’ and Administrative Orders, Notices and Reports of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Professor Emeritus of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

これまで繰り返し述べたように、戦前期沖縄県の令達・令規（以下「令達」という。）に関する文献資料は断片的にしか残存していない。そこで筆者は、2005年度から戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下「令達集」という。）を対象として、さらに2013年度からは戦前期沖縄県の令達に関する残存資料（以下「残存令達資料」という。）を対象を広げ、これらの令達集⁽¹⁾や残存令達資料⁽²⁾に収録または編綴された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値についての検討を行ってきた。

本稿では、上述の戦前期沖縄県の残存令達資料の整理・検討作業の一環として、『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』（以下「本資料」ということがある。）を取り上げ⁽³⁾、そこに編綴されている明治22年および明治23年⁽⁴⁾の沖縄県令達101件について検討することにした。

なお、本稿には紙幅の制限があるため、本資料についても、編綴されている沖縄県令達を整理した一覧表を本稿に掲載することはできなかった。この一覧表については、本稿とは別に『『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』編綴沖縄県令達一覧』と題する資料集（以下「別冊資料集」という。）を発行することにしたので、本稿と併せて参照願いたい。

二 本資料について

(1) 本資料とその複製資料について

本資料は、前述のように『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』という表題がつけられ

た令達残存資料である。

本資料の原本は竹富町字波照間公民館所蔵とされているが、筆者は原本を未見である。本稿の執筆にあたっては沖縄県教育庁文化財課史料編集班（以下「史料編集班」という。）所蔵の複製資料（以下「史料編集班複製資料」という。）を底本とした。

この史料編集班複製資料は、B5判用紙の片面に写真複写したもの150枚を製本したものである。製本の背表紙には「本県諸達書及令達等綴 明治二十二年分／波照間邑番所」（／は改行。以下同じ。）と印字され、かつ背表紙の下部には分類記号「K 317 / O 52」と棚番号「12 A 8 / 3 - 7」のラベルが貼付されている。また製本の裏表紙の内側には、「ID番号027707」および「琉球政府立沖縄史料編集所／受入1970年2月10日／第3259号」という押印がされている。

ちなみに、史料編集班複製資料について、史料編集班の前身である琉球政府立沖縄史料編集所が編集した『沖縄関係文献目録 1972年1月31日』（沖縄史料編集所、1972年）45頁は、「著者名」欄に「波照間番所」、「書名」欄に「本県諸達書及令達等綴 明治22年」、「発行所（原本の所蔵先）」欄に「（波照間公民館）」、「備考」欄に「写真複製」という書誌情報を掲載している。さらに、沖縄図書館協議会が編集した『沖縄県郷土資料総合目録 昭和47年3月1日現在』（新星図書、1973年）51頁は、「タイトル番号」欄に「712」、「書名」欄に「本県諸達書及令達等綴 明治22」、「出版年」欄に「（1889年）」、「出版者」欄に「波照間番所」、「頁数大きさ」欄に「149枚 19×26cm」、「注記」欄に「写真複製本（波照間公民館）」、「所蔵館名」欄に「沖史」（「沖史」とは沖縄史料編集所のことである〔同書「凡例」第8項。〕という書誌情報を掲載している。

(2) 史料編集班複製資料編綴の目録について

史料編集班複製資料には、「明治廿二年分／本県諸達書及令達等綴／波照間邑番所」と毛筆書きされた表紙に続いて、同様に毛筆書きによる「目録」が編綴されている（ただし、後述の「事件摘要」の4枚目が表紙の次に二重に綴られている。）。

この「目録」は、まず、「一県令之部」、「一告示之部」、「一県達之部」、「一諭達之部」、「一学務課報告之部」、「一衛生課報告之部」、「一農商課報告之部」および「一正誤之部」という7項目を挙示したうえで、これら7項目毎に編綴した令達の「索引番号」と「事件摘要」を表形式で記載している。このうち「事件摘要」欄には各令達の番号と件名が表示されている。

この「事件摘要」欄に表示されている各令達の番号は次の通りである。

①「県令之部」

県令甲第1号～第9号、第22号～第26号、第28号～第36号、第38号～第42号、第44号～第58号。なお、県令甲第37号は「事件摘要」には掲載されていないが、実際には県令甲第36号の令達書の次に県令甲第37号の令達書が編綴されている。

②「告示之部」

告示第1号～第11号、第17号～第41号。ただし、告示第22号の本文（別冊〔新潟県漁業取締規則〕を除く部分）は2枚綴られている。

③「県達之部」

達甲第23号、第25号。

④「諭達之部」

諭達第1号～第6号。

⑤「学務課報告之部」

明治23年学務課報告第1回、明治22年学務課報告第2回～第4回。

⑥「衛生課報告之部」

明治22年衛生課報告第1回～第4回。

⑦「農商課報告之部」

明治22年農商課報告第1回、第2回。

⑧「正誤之部」

「事件摘要」欄には5件の「正誤」の件名が記載されている（ただしいずれにも令達番号はない。）が、実際には5件中の後の2件に対応する令達書は史料編集班複製資料には編綴されていない。

他方、「索引番号」欄には、漢数字で「一」から「百三」までが記入されている。しかし、「八十八」は欠落しており、「百二」および「百三」は令達書が編綴されていない上述の2件の正誤に付された索引番号である。

(3) 史料編集班複製資料編綴の令達の件数、類型等について

前述のように、史料編集班複製資料には、明治22年および明治23年に沖縄県が令達の公布⁽⁵⁾または発

令のために作成した令達書が合計101件綴られており、これらの令達書に同数の沖縄県令達が印刷されている。従って、これらの令達書に印刷されている101件の沖縄県令達はいずれも原始規定（制定または発令後の改正内容が織り込まれていない規定）である。101件の令達のうち100件は明治22年に制定または発令されたものであり、残り1件（別冊資料集【表1】の符号・整理番号で表示すると諸達B 89に該当。以下、符号・整理番号は同旨。）は明治23年1月15日に発令されたものである。これらの令達書は、後述するように、史料編集班複製資料の表題中に「波照間邑番所」と表示されている点や、史料編集班複製資料に編綴された令達書の右下に「波照間」ないし「波照間村」と毛筆書きされたものがいくつか存在する点⁽⁶⁾からみて、これらの令達書を作成した沖縄県庁から逕送を受けた波照間村番所⁽⁷⁾が、執務上の保管文書として編綴したものであると推定される。

つぎに、史料編集班複製資料に編綴されている101件の沖縄県令達の類型別内訳を令達の編綴順に列举すると、県令甲44件、告示36件、達甲2件、諭達6件、各課報告10件（内訳：学務課報告4件、衛生課報告4件、農商課報告2件）、正誤3件（なお、前述のように「事件摘要」欄にはこの3件の正誤のほかには2件の正誤の件名⁽⁸⁾が記載されているが、これら2件の件名に該当する令達書は編綴されていない。）である⁽⁹⁾。

さらに、史料編集班複製資料に編綴された101件の令達の中で、制定者または発令者が令達書に明示されているのは91件であり、そのうち88件は沖縄県知事丸岡莞爾（在任期間：明治21年9月18日～明治25年7月20日）⁽¹⁰⁾である。残り3件はいずれも正誤（諸達B 99～101）であり、その制定者または発令者はそれぞれ「沖縄県第二部衛生課」（諸達B 99）、「沖縄県」（諸達B 100）、「沖縄県庁」（諸達B 101）と表示されているが、その制定または発令の時期は明治22年1月ないし同年8月であり、いずれも沖縄県知事丸岡莞爾の在任期間中である。他方、令達中にその制定者または発令者が明示されていない令達は10件であり、その制定または発令の時期は明治22年5月ないし明治23年1月であり、これらも沖縄県知事丸岡莞爾の在任期間中である。

史料編集班複製資料に編綴されている101件の令達のうち94件（内訳：布達甲44件、告示36件、達甲2件、諭達6件、衛生課報告2件、農商課報告1件、正誤3件）については、令達書の左肩に当該令達に関する事務を所管する部課⁽¹¹⁾の名称の頭字を使って、「庶」（＝第一部庶務課）、「裁」（＝第一部裁判課⁽¹²⁾）、「農」（＝第一部農商課）、「学」（＝第二部学務課）、「衛」（＝第二部衛生課）、「収」（＝収税部）、「警」（＝警察本部）という符号が印刷されている。残りの7件には頭字の印刷はないが、そのうちの4件は「学務課報告」、2件

は「衛生課報告」、1件は「農商課報告」であるので、これらの令達類型によってその所管課を知ることができる。101件の沖縄県令達の類型毎の所管部課別件数を表示すると別冊資料集【表3】の通りである。

三 史料編集班複製資料編綴の沖縄県令達の資料的価値について

次に、史料編集班複製資料に編綴されている101件の沖縄県令達が戦前期沖縄県の既存の令達集や他の残存令達資料にどの程度重複して収録または編綴されているかという観点から、本資料に編綴されている沖縄県令達の資料的価値を検討してみよう（詳細については別冊資料集【表1】の「備考」欄参照）。その検討結果をカテゴリー別に示すと以下の通りである。

カテゴリー①明治39年版『令達類纂』⁽¹³⁾に収録されているもの11件（諸達B7、9、10、24、32、34、47、58、60、62、87）。

カテゴリー②上記カテゴリー①のうち明治44年版『令達類纂』⁽¹⁴⁾にも収録されているもの4件（諸達B7、9、10、60）。

カテゴリー③上記カテゴリー①のうち『沖縄県警察法規類典』⁽¹⁵⁾にも収録されているもの1件（諸達B7）。

カテゴリー④上記カテゴリー①のうち国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県令規全集』⁽¹⁶⁾にも収録されているもの2件（諸達B7、B9）。

カテゴリー⑤那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」中に残存するもの1件（諸達B12）。

カテゴリー⑥管見の限りで既存の令達集や残存令達資料に令達文そのものが収録または編綴されていないもの89件（諸達B1～6、8、11、13～23、25～31、33、35～46、48～57、59、61、63～86、88～101）。

カテゴリー⑦『官報』⁽¹⁷⁾に公布年月、令達類型（県令甲）、令達番号および件名が記載されているもの41件（諸達B1～38、41、43、44）。

カテゴリー⑧明治39年版『令達類纂』下巻巻末に「附録」として掲載されている廃止・取消令達のリスト⁽¹⁸⁾に、令達の件名、類型、番号および制定年月日の4情報が記載されているもの（「廃止・取消令達」）4件（諸達B16、21、31、33）、令達の類型、番号および制定年月の3情報が記載されているもの（「被廃止・取消令達」）4件（諸達B13、24、39、43）。

以上によれば、本資料に編綴されている101件の沖縄県令達のうち、カテゴリー①およびカテゴリー⑤に属する12件（諸達B7、9、10、12、24、32、34、47、58、60、62、87）については本資料以外にも令達の全文を確認することができる（ただし諸達B7および10に関しては、制定・発令後の一部改正が織り

込まれている場合がある。）。他方、カテゴリー⑥に属する89件については、現時点では本資料以外では令達の内容を参照しえないと思われる。史料編集班複製資料に固有な資料的価値は、これら89件の沖縄県令達の存在にあるといえよう。

四 本資料編綴の沖縄県令達の内容について

前述したように、本資料は沖縄県庁から逡送を受けた令達書を波照間村番所が執務上の保管文書として編綴したものであると推定されることから、本資料の場合にも、本誌前々号で取り上げた『沖縄県庁よりの諸令達』⁽¹⁹⁾や本誌前号で取り上げた『明治十六年 本県諸達書及令達等級』⁽²⁰⁾と同様に様々な分野の令達が編綴されている。紙幅に制約があるため、ここでは、前述のカテゴリー⑤およびカテゴリー⑥に該当する合計90件の令達について、当該令達の類型別・所管部課別に区分して、簡潔に紹介することにしよう。

(1) 県令甲

①庶務課所管

前述のカテゴリー⑤およびカテゴリー⑥に該当する令達（以下本節においてはかかる意味で「該当する」という表現を用いる。）。のうち庶務課所管の県令甲は3件（諸達B6、14、42）である。これらはいずれも明治19年10月県令甲第21号「久米宮古八重山三島役所長委任条件」の一部改正であり、諸達B6は同令達中の「若文字以下」の下の「仮役」⁽²¹⁾の二文字を削除するものであり、諸達B14は同令達中の「戸籍訂正及編入願ノ事」という項目を削除するものであり、諸達B42は同令達中の「村立小学校ニ係ル云々」という項目を「間切若クハ村公共事業ニ係ル金穀其他寄附ノ事」と改正するものである。ただし、管見の限り明治19年県令甲第21号の残存は確認されていない（このような状況を以下では「残存未確認」という。）。

②裁判課所管

該当する令達のうち裁判課所管の県令甲は2件（諸達B8、39）である。まず、諸達B8は、名護、八重山島、宮古島および久米島の四か所に、沖縄県第一部裁判課および警察本部検察課⁽²²⁾の出張所を設置し、各出張所の刑事および民事の事物管轄と管轄区画を定めたものである⁽²³⁾。次に、諸達B39は、沖縄県第一部裁判課出張所において行った軽罪⁽²⁴⁾の裁判言渡に対する控訴は、明治18年1月6日公布太政官布告第2号「軽罪ニ係ル控訴ノ規則ヲ定ム」第5条の趣旨に基づき、同県第一部裁判課に提起すべきことを命じたものである。ちなみに、明治18年太政官布告第2号の第5条は、「治安裁判所ニ於テ為シタル軽罪ノ裁判言渡ニ対スル控訴ハ管轄軽罪裁判所ニ之ヲ為スヘシ其控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ治罪法中軽罪ノ控訴ニ付キ定メタル規則ニ従ヒ之ヲ裁判スヘシ」⁽²⁵⁾と定めていた。

③農商課所管

該当する令達のうち農商課所管の県令甲は3件（諸達B21、22、33）である。まず、諸達B21は明治16年6月24日布達甲第27号「三島牛馬売買出願ノ件」⁽²⁶⁾を廃止するものである。次に、諸達B22は前述の①庶務課所管で触れた明治19年10月県令甲第21号「久米宮古八重山三島役所長委任条件」中の「牛馬売買願ヲ許否スル事」という項目を削除するものであり、諸達B21の制定（明治16年布達甲第27号の廃止）に伴い制定されたものと考えられる。さらに、諸達B33は明治16年11月布達甲第57号「定限外造船ノ件」を廃止するものである（ただし明治16年布達甲第57号は残存未確認である。）。

④学務課所管

該当する令達のうち学務課所管の県令甲は12件（諸達B11、12、17、23、25～30、35、40）である。これらのうち小学校の設置区域および設置位置に関する令達として、まず、諸達B27は明治20年7月県令甲第35号「高等小学校設置区域及位置定」中の属島（久米島、宮古島および八重山島）の分を改正するものであり、別表に第六高等小学校（久米島）、第七高等小学校（宮古島）および第八高等小学校（八重山島）の校名、位置、区域、校数が表示されている。次に、諸達B28は明治20年7月県令甲第36号「尋常小学校設置区域及位置定」中の属島の分を改正するものであり、別表に、伊平屋島、鳥島、慶良間島、渡名喜島、栗国島、久米島、宮古島および八重山島における学区の名称と尋常科、簡易科または同分校の設置位置および区域村名が表示されている。さらに、諸達B26、30、35および40はいずれも明治21年11月2日県令甲第46号「小学校設置区域位置定表」（ただしこの令達自体は残存未確認である。）を一部改正するものである。すなわち、諸達B26は同表中の大南学区尋常科の設置位置を大里間切南風原村から大里間切島袋村に改正するものであり、諸達B30は同表中の那覇学区について若狭町村小学校簡易科と泊小学校簡易科を編入し、兼東学区について糸満小学校簡易科分校を削除し、同学区簡易科の部を座波村小学校簡易科と糸満小学校簡易科とに改正するものであり、諸達B35は同表中の小禄学区について小禄間切中間村簡易科を、豊見城学区について豊見城間切豊見城村簡易科を、さらに真和志学区について真和志間切上間村簡易科を、それぞれ同表に編入するものであり、諸達B40は同表中の佐知学区の尋常小学校の設置位置を佐敷間切与那嶺村から同間切佐敷村に改正するものである⁽²⁷⁾。

次に、教科用図書や参考用図書に関する令達として、諸達B17は沖縄県尋常師範学校の教科用図書および参考用図書ならびにこれらの図書の学年配当表を定めたものであり、諸達B25は沖縄県尋常中学校の教科用図書および参考用図書ならびにこれらの図書の学年配当

表を定めたものであり、諸達B29は沖縄県高等・尋常小学校の体操科の参考書として文部省編輯局編『普通体操法 全一冊』を指定するものである。

以上のほかに、諸達B11は、明治21年9月県令甲第35号「小学校生徒出席旌表規則」中の正誤であり、同規則第1条第2項中1文字訂正および第4条中8文字挿入を命じたものである。また、諸達B12は、沖縄県の尋常小学校の授業料を月額2銭以上15銭以下、高等小学校の授業料を月額5銭以上25銭以下とし、明治22年5月1日より実施すると定めたうえで、授業料の具体的な徴収方法と金額については学校管理者が定めて県庁の認可を受けることを命じたものである。さらに、諸達B23は、明治19年4月10日公布令第16号「諸学校通則」第3条に基づき「学校設置廃止規則」⁽²⁸⁾を改正するものであり、「小学校ノ設置区域及位置ヲ指定シタルトキ」（第1条）、「小学校ニアラサル学校ヲ設置セントスルトキ」（第2条）、「幼稚園書籍館ヲ設置セントスルトキ」（第4条）等の認可要件を定めたものである。

⑤衛生課所管

該当する令達のうち衛生課所管の県令甲は4件（諸達B5、15、16、20）である。まず、諸達B5は、内務省衛生局において医籍⁽²⁹⁾を刊行するために、沖縄県内の医師に現住所および医術開業免許番号の届出を命ずるものである。次に、諸達B15は沖縄県病院宮古出張所の廃止を令達するものである。さらに、諸達B16は明治20年8月17日県令甲第39号「地方衛生会規則当分施行セサル件」を取り消すものである（ただし明治20年県令甲第39号は残存未確認である。）。この県令甲第39号にいう「地方衛生会規則」とは、明治20年4月23日公布令第10号「地方衛生会規則」⁽³⁰⁾を指すものと考えられる。同閣令によれば、地方衛生会は「府県知事ノ監督ニ属シ警視総監府県知事ノ諮詢ニ応シテ其府県内公衆衛生獣畜衛生ニ関スル事項ヲ審議ス」ことを目的とし（第1条）、府県知事を会長とし、府県第二部長、警部長や医師、獣医等を委員とする（第4条）審議機関である。最後に、諸達B20は明治20年1月県令甲第4号「伝染病ニ罹リ死没ノモノ改葬洗骨手続」の一部改正であり、第1項および第2項中「所轄警察署」の文言の下に「又ハ分署」の4文字を追加するものである（ただし明治20年県令甲第4号は残存未確認である。）。

⑥収税部所管

該当する令達のうち収税部所管の県令甲は諸達B3の1件である。この諸達B3は、明治19年4月布達甲第35号「租税領収心得誤納還付及更正心得並ニ書式」および同年5月達乙第42号「租税領収心得細則」中、「租税取扱人」とあるのを「那覇蔵所」と更正するものである（ただし明治19年布達甲第35号および同年達乙第42号は残存未確認である。）。

⑦警察本部所管

該当する令達のうち警察本部所管の県令甲は13件（諸達B1、2、4、13、18、19、31、36～38、41、43、44）である。

これらのうち以下の8件は営業取締に関する令達である。すなわち、まず、諸達B1およびB41はいずれも明治19年3月布達甲第21号「演芸取締規則」の一部改正であり、諸達B1は同規則第3条所定の興業日数を毎年1月1日より5月31日までおよび9月1日より12月31日までに改正するものであり、諸達B41は同規則第1条を「演芸場ハ那覇市街ニ限り一場ヲ免許ス但種類ノ異ナルモノハ（能狂言芝居又ハ優美ナル羽躍組躍ノ類ニシテ現ニ興行ノモノニ同カラサルヲ云フ）此限ニアラス」と改正するものである（ただし明治19年布達甲第21号は残存未確認であるため、改正前の興業日数の定めや改正前の同規則第1条の内容は不明である。）。次に、諸達B2は明治18年12月布達甲第74号「屠獣並獣肉販売取締規則」の一部改正であり、同規則第11条中「午前第六時」を「日出」に改正するものである（ただし明治18年布達甲第74号は残存未確認である。）。また、諸達B4は明治21年12月県令甲第52号「獣骨取締規則」⁽³¹⁾第8条に、獣骨売買営業者が行商する時は免許鑑札を携帯すべき旨の但書を追加するものである。さらに、諸達B18は明治21年11月県令甲第49号「料理屋飲食店取締規則」第13条の一部改正であり、同規則第1条、第3条～第8条、第10条、第12条違反に対する罰則を1日以上3日以下の拘留または20銭以上1円25銭以下の科料に改正するものである（ただし明治21年県令甲第49号は残存未確認であるため、改正前の罰則の内容は不明である。）。諸達B19は明治21年11月22日県令甲第48号「芸妓取締規則」⁽³²⁾第10条の一部改正であり、同規則第1条、第3条～第8条違反に対する罰則を、1日以上3日以下の拘留または20銭以上1円25銭以下の科料に改正するものである（ただし明治21年県令甲第48号の原始規定は残存未確認であるため、改正前の罰則の内容は不明である。）。諸達B38は明治16年5月15日布達甲第17号「芸娼妓貸座敷規則」⁽³³⁾の第8条の罰則規定を改正し第9条を追加するものであり、具体的には、同規則第2条（芸娼妓および貸座敷営業の免許制）および第4条（無鑑札営業の禁止）違反に対する罰則を1日以上3日以下の拘留または20銭以上1円25銭以下の科料に改正し、同規則第5条（営業中の鑑札携帯義務）、第6条（鑑札の貸借禁止）および第7条（鑑札の紛失等の届出義務）違反に対して5銭以上50銭以下の科料に処す旨の第9条を追加するものである⁽³⁴⁾。最後に、諸達B43は「捨魯兒酸加溜謨」（コロールサンカルム）、すなわち「塩素酸加溜謨又ハ塩酸加里」の売買授受につき、所轄警察署・分署に届け出て認可を受けるべきことを命ずるとともに、この手続きに違

反して売買授受を行なった者を1円以上1円95銭以下の科料または3日以上10日以下の拘留に処すと定めたものである。

次に、以下の3件は保安警察に関する令達である。すなわちまず、諸達B36は明治5年正月29日（旧暦）太政官布告第28号「銃砲取締規則」を明治23年1月1日より沖縄県へ施行する旨を令達するものである（ただし、従来からの銃砲所有者は、明治23年2月28日までに同規則により届け出ることを命じている。）。次に、諸達B37は銃砲の製造および売買譲渡の取締に関する細則であり、i 銃砲製造免許人の製造した銃砲の届出（第1条）、ii 軍用銃の種類変更、廃銃等の届出（第2条）、iii 銃砲売買営業の許可出願（第3条）、iv 銃砲売買免許商人および銃砲所有者の転籍寄留、改氏名、水火盗難等の届出（第4条）、v 銃砲売買免許商人による銃砲売買明細書の提出（第6条）、vi 一般人民による軍用銃砲の譲受け・譲渡しの許可出願（第9条）等について規定している。さらに、諸達B44は諸達B37の一部改正であり、同細則第1条但書および第8条を削除し、第9条および第10条を順次繰上げるものである。

以上のほかに、諸達B13は汽船および風帆船の船主、船頭等に対して発着当日に発船届および着船届を最寄警察署・分署等へ届け出ることを命じたものであり、諸達B31は明治18年4月布達甲第25号「海外旅券」および明治19年3月布達甲第15号「県治上ニ妨害アル者処分方ノ件」を廃止するものである（ただし明治18年布達甲第25号および明治19年布達甲第15号は残存未確認であるため、これらの令達の具体的な内容は不明である。）。

(2) 達甲

該当する令達のうち達甲は2件（諸達B81、82）であり、いずれも学務課所管の令達である。すなわち、まず諸達B81は、明治21年9月県令甲第35号「小学校生徒出席旌表規則」により調査した生徒出席数を別添の調査票雛形に準じて製表して差出すことを「役所、管理者、小学校」に対して命じたものである（ただし明治21年県令甲第35号は残存未確認である。）。次に諸達B82は、明治21年1月達甲第1号「小学校並小学簡易科教則取扱心得」の一部改正であり、同心得第17条所定の「大試験採点表」の様式の改正を「役所、役場、番所、蔵元、管理者、小学校」に対して令達するものである（ただし明治21年達甲第1号は残存未確認であるため、改正前の「大試験採点表」の様式は不明である。）。

(3) 諭達

該当する令達のうち諭達は5件であり、所管部課別では農商課2件（諸達B84、88）、収税部1件（諸達B83）および警察本部2件（諸達B85、86）である。

①農商課所管

諸達B84は、沖縄県では従来紙の産出が僅少であったところ、尚家が首里に製紙場を設ける計画があり製紙原料の需要が見込まれるので、今後は楮その他の製紙原料の栽培繁殖を図るよう諭達するものである。諸達B88は、明治16年3月29日布達甲第8号「度量衡旧器検査日限延期ノ件」⁽³⁵⁾をもって度量衡旧器検査期限を明治17年1月21日まで延期したが、同日以降において不合格の旧器を使用することがないように注意すべしとの諭達である。

②収税部所管

諸達B83は、焼酎の醸造販売をしようとする者に対して、焼酎の製造販売は必ず出願のうえ免許を受けかつ納税のうえ営業すべきことを諭達するものである。

③警察本部所管

諸達B85は、虎列刺病発生の萌があるので、衛生を厳にし、病毒発生の原因となるべき場所には掃除清潔法を設けるように諭達するものである。諸達B86は、今般明治22年8月1日告示第27号（諸達B66）をもって脱清のまま滞留の者が帰県するときはその罪を問わない旨を告示して脱清者に帰県の途を開いたので、親族故旧はもちろんその他の者においても、脱清者をして早く帰県の途に就かせるように篤く注意すべきことを諭達するものである。

(4) 各課報告

該当する令達のうち各課報告は合計10件あり、そのうち6件の令達書には頭字の表示がないが、令達の類型名からおのずからその所管課が判明する。すなわち、所管課別では農商課2件（諸達B97、98）、学務課4件（諸達B89～92）および衛生課4件（諸達B93～96）である。

①農商課所管

諸達B97は、今般獣医2名を雇い入れ専従させるので、牛馬羊豕類の病につき診察を希望する者は農商課へ申し出るよう告知するものである。諸達B98は、農商務省商務課において本邦各種商品見本を海外各地に輸送し実地試売のうえ販路の如何等の商況を調査するので、物品輸送希望者は沖縄県農商課へ申し出るよう告知するものである。

②学務課所管

諸達B89は、明治23年の第1回学務課報告であり、明治22年7月以降に沖縄県尋常師範学校が免許状を授与した尋常小学校仮免許教員1名、尋常小学校授業生3名の人名を報告するものである。諸達B90は、明治21年1月以降に沖縄県尋常師範学校が免許状を授与した小学簡易科教員6名、小学校授業生4名の人名を報告するものである⁽³⁶⁾。諸達B91は、沖縄県下の各小学校（ただし伊平屋島と慶良間島の方は除く。）の明治21年度一年間の生徒出席表（「生徒出席百分率」を校種別・高率順に表示したもの）を報告するものであ

る。諸達B92は、那覇役所所轄の離島である伊平屋島および慶良間島の各尋常小学校の明治21年度一年間の生徒出席表（「生徒出席百分率」）を報告するものである。

③衛生課所管

諸達B93は、沖縄県病院附属通学医師の募集に関する告知である。諸達B94は、「熟達ノ産婆」2名を新たに雇い入れ那覇および首里において専従させるので、診察希望者は各産婆宿所へ申請せよと告知するものである。諸達B95は、諸達B94の一部改正であり、同報告中の那覇産婆宿所の所在地を「東村字仲毛五番地」から「東村三十一番地」に改正するものである。諸達B96は、沖縄県病院および各出張所における明治23年1月1日施行の薬価改定を告知するものである（ただし、別表の改定薬価表は欠落している。）。

(5) 告示

該当する令達のうち告示は合計32件である。

①庶務課所管

庶務課所管の該当する告示は4件（諸達B49、50、53、54）である。諸達B49は、明治21年5月24日告示第18号「共同物揚場設置箇所」⁽³⁷⁾の一部改正であり、共同物揚場の設置箇所に「那覇東村字渡地元船手余地」を追加するものである。諸達B50は、江田島海軍兵学校の生徒召募に関する告示である。諸達B53は、大日本帝国憲法の発布式挙行にともない80歳以上の長寿者に天皇から金銭が下賜される旨を告示するものである。諸達B54は、沖縄県庁本庁における服務時限を明治22年3月1日より午前8時昇庁、午後1時退散とする旨を告示するものである。

②裁判課所管

裁判課所管の該当する告示は諸達B59の1件のみである。これは、沖縄県裁判所名護出張所を名護間切大兼久村に、同宮古島出張所を砂川間切西里村に設置し、明治22年7月1日に開庁する旨を告示するものである。

③農商課所管

農商課所管の該当する告示は12件である。これらはその内容に従って以下のようなタイプに分類できる。

タイプ①海難による行衛不明者の告示6件（諸達B48、56、63、67、69、79）：諸達B48は、大里間切与那原村平民某所有三反帆船の乗組員が航海中暴風に逢い激浪のために船が覆り行衛不明となった旨を告示するものである。諸達B56は、那覇泉崎村士族某が大宜味間切根路銘村の共有船に乗船中に船が皆破により行衛不明となった旨を告示するものである。諸達B63は、与那国島より八重山島へ向け出帆の船が暴風激浪のため沈没し乗込人のうち13名が行衛不明となった旨を告示するものである。諸達B67は、知念間切知名村士族某外2名が鯖釣りのため出舟のまま行衛不明となった旨を告示するものである。諸達B69は、兼城間

切糸満村平民某が刳舟（くりぶね）に乗船し航海中激浪のため顛覆し行衛不明となった旨を告示するものである。諸達B79は、宮古島砂川間切保良村平民某が海辺へ出漁のまま行衛不明となった旨を告示するものである。

タイプ⑥他県における漁業取締規則制定の告示4件（諸達B61、73、74、77）：諸達B61は新潟県の漁業取締規則（明治22年5月4日県令甲第48号）、諸達B73は島根県の漁業取締規則（制定月日、令達番号等不詳）、諸達B74は鹿児島県の漁業取締規則（明治22年11月12日県令第117号）、諸達B77は静岡県県の漁業取締規則（制定月日、令達番号等不詳）を、各県知事からの通知に基づき告示するものである。

タイプ⑦他府県における入津料等の徴収に関する告示2件（諸達B45、46）：諸達B45は大坂府下の安治・木津・尻無三川における入津料の改正に関する大坂府知事よりの通知を告示するものである。諸達B46は愛媛県風早郡安居島港の修築費を償却するために入港船舶から取り立てる通港銭に関する同県知事よりの通知を告示するものである。

④学務課所管

学務課所管の該当する告示は諸達B71の1件のみである。これは臨時授業生養成所を首里当蔵村32番地に設置する旨を告示するものである。

⑤衛生課所管

衛生課所管の該当する告示は2件（諸達B64、78）である。諸達B64は、地方衛生会の開設にあたり、沖縄県においては特別に、知事を会長とし、第二部長、警部長および那覇役所長を委員として、地方衛生会を組織する旨を告示するものである。諸達B78は、明治22年12月16日に沖縄県病院内において第一回沖縄県地方衛生会を開催する旨を告示するものである。

⑥収税部所管

収税部所管の該当する告示は6件（諸達B57、65、68、70、75、76）である。このうち、諸達B57は明治22年度の貢麥石代相場を、諸達B65は同年度の貢塩石代相場を、諸達B68は同年度の貢棕欄繩代納相場を、諸達B70は同年度の貢米外四品（すなわち米、粟、粟粃、麥および麥粃）の石代相場を、諸達B75は同年度の貢下大豆外四品（すなわち下大豆、白大豆、白蔕豆、本大豆および小豆）の石代相場をそれぞれ定めたものである。他方、諸達B76は、西表島の三井物産会社の所有船（小廻船1艘、舢舨1艘）が流失した旨を告示するものである。

⑦警察本部所管

警察本部所管の該当する告示は6件（諸達B51、52、55、66、72、80）である。諸達B51は、那覇若狭町村士族某が人力車輦子営業免許鑑札を紛失した旨を告示するものである。諸達B52は、首里真和志村士族某が人力車輦子営業免許鑑札および車体検査証を紛失した

旨を告示するものである。諸達B55は、首里当蔵村士族某が人力車体検査証を遺失した旨を告示するものである。諸達B66は、脱清者にして帰県する者に対しては従来旧藩法によって処分して来たが、今般特別の詮議をもって、目下滞清者にしてこの際帰県する者に限り罪を問わない旨を告示するものである。諸達B72は、明治22年10月12日県令甲第45号（諸達B31）により明治18年4月布達甲第25号「海外旅券」は廃止されたが、沖縄県庁における海外旅券下渡は従前の通りである旨を告示するものである。諸達B80は、明治23年1月4日に那覇警察署において消防組出初式を執行するに際して、同署火の見台において半鐘を打鳴する旨を告示するものである。

(6) 正誤

該当する令達の中には、以上の他に、既存の令達の正誤に関する令達が3件ある。諸達B99は、明治21年12月10日発行の衛生課第一回報告「葉価表」中の「価格ノ部」に関する正誤であり、同部の3行目の「金三銭」を「金四銭」に、4行目の「金四銭」を「金三銭」と訂正するものである。諸達B100は、明治22年2月16日論達第2号（諸達B84）に関する正誤であり、同論達中「植場」を「植物」に訂正するものである。諸達B101は、明治22年8月14日達甲第23号（諸達B81）に関する正誤であり、同達中「明治二十二年」を「明治二十一年」に訂正するものである。

五 おわりに

以上、本稿では、『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』について検討してきたが、最後に本資料の若干の特色に言及して結びとしよう。

第一に、本資料は、本誌前号で取り上げた『明治十六年 本県諸達書及令達等級』と同様に、令達書そのものが残存したものである点、すなわち、本資料に編綴されている沖縄県令達は一部改正内容が織り込まれていない原始規定でありしたがって令達の原型をフルテキストで確認できる点に特色がある。しかし第二に、本資料は、諸達B89（明治23年の第1回学務課報告）を除き、明治22年の令達の一部に限定されている点、しかも令達類型としては県令甲と告示が大半を占めている点に特色がある。逆に、達甲の編綴件数は2件に止まり、達乙、達丙、達丁、達巳および訓令の編綴件数は皆無である。もっとも第三に、明治22年制定・発令の沖縄県令達の総数は409件⁽³⁸⁾であるとされるのに対比して、本資料に編綴された令達以外でその残存が現時点で確認できるものは、管見の限りでは、告示1件（14号）、達甲6件（6号、7号、18号、19号、22号、28号）、達乙1件（89号）、達丙4件（16号、17号、22号、23号）、達丁1件（20号）、達巳2件（14号、18号）、訓令3件（1号、2号、7号）、訓示1

件（1号）、合計19件に止まる（別冊資料集【表4】参照）ので⁽³⁹⁾、残存が確認可能な明治22年制定・発令の沖縄県令達の中での本資料編綴の令達の比重は大きいということができよう。

注

- (1) これまでに整理検討を終えた令達集は、沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）（以下「明治39年版『令達類纂』」）という。本文においても同じ。）、同編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）（以下「明治44年版『令達類纂』」）という。本文においても同じ。）、『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）、『沖縄県警察法規類典 全』、『沖縄県会計法規』、『沖縄県町村自治之栞 全』、『糖業関係例規』、『沖縄県青年学校法令集 全』、『学事規定全書』、『沖縄県物産検査関係例規』の合計10件である。
- (2) これまでに整理検討を終えた沖縄県の残存令達資料は、『琉球新報』紙上の「本県公文」、国立公文書館所蔵の『沖縄県甲乙丙丁号達』（公文別録）、那覇市歴史博物館所蔵の『自明治十五年全二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部』（横内家文書）、竹富町字波照間公民館旧蔵の『沖縄県庁よりの諸令達』および『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』（沖縄県教育庁文化財課史料編集班および沖縄県公文書館所蔵の複製資料）である。
- (3) 本資料については既に玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」（『史料編集室紀要』28号、2003年）52-53頁において簡単な紹介がある。筆者も「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」（田里修・森謙二編『沖縄近代法の形成と展開』榕樹書林、2013年）111-112頁で言及した。
- (4) 本文で後述するように、明治23年の沖縄県令達が1件だけ編綴されている。
- (5) 明治19年県令甲第24号「公布式」は残存が確認されていないが、明治19年10月25日付『官報』第997号246頁の「官庁事項」欄に掲載された「県令公布式及施行期限」と題する記事によって、沖縄県令達の公布が「役所役場番所蔵元ノ揭示場ニ掲出スル」方法によったことがわかる。明治22年当時の沖縄県令達の公布もこの方法によっていたと考えられ、従って、本資料に編綴された沖縄県令達書に記載されている年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。
- (6) 諸達B7、18、20、21、55、60、61、72、73、75、79および80にこうした書き込みが見られる。
- (7) 明治22年当時波照間村は大浜間切に属していたが、宮古・八重山では、間切の役所を蔵元、各村の役所を番所と呼んだ。
- (8) その件名は、「明治廿二年九月本県令甲第四十一号各属島小学校設置区域表中ニ誤ノ件」および「本年九月甲第四十号高等小学校区域校数位置表中ニ誤ノ件」である。
- (9) 明治20年代における沖縄県令達の類型については、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達・令規の類型と変遷について」（『愛知教育大学研究報告人文・社会科学編』62輯、2013年）120頁参照。
- (10) 沖縄県知事丸岡莞爾の在任期間については、沖縄県編『沖縄県史別巻沖縄近代史辞典』（沖縄県、1977年）所収「附録2 沖縄県歴代知事一覧」（源河ミツ子作成）2頁による。
- (11) 明治19年7月20日公布勅令第54号「改正地方官官制」により、明治22年当時の府県庁の事務分掌は第一部、第二部、収税部および警察本部の四部制で構成されていた（同勅令第24条、第25条、第30条）。
- (12) 明治21年5月15日公布勅令第35号「沖縄県及小笠原島ニ於ケル裁判官檢察官職務ノ件」に基づき沖縄県第一部に裁判課が、警察本部に検察課が置かれた。この点につき、明治21年11月29日付『官報』第1626号274頁「彙報」欄の「官庁事項」中に掲載の「置課」と題する記事は、「沖縄県ニ於テ本年勅令第三十五号ニ基キ第一部ニ裁判課、警察本部ニ検察課ヲ置キ兩課ノ事務所ヲ那覇東村二百三十六番地ニ設置シ裁判官檢察官ノ職務ヲ執行シ該事務所ヲ沖縄県裁判所ト称ス」と述べている。
- (13) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」（『社会科学論集』44号、2006年）248頁以下所収の「令達一覧」中のA62、A141、A303、A336、A408、A412、A595、A635、A778、A793、A811参照。
- (14) 青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂（上下巻）』所収令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）250頁以下所収の「令達一覧」中のB10、B429、B616、B653参照。
- (15) 青嶋敏「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」（『社会科学論集』46号、2008年）342頁以下所収の【表2】「『沖縄県警察法規類典 全』所収令規一覧表」中のD221参照。
- (16) 国立国会図書館所蔵の沖縄県庁編『加除自在現行沖縄県令規全集』（帝国地方行政学会、昭和4年8月31日再版台本、最終追録加除昭和15年1月1日内容現在）第14類34頁（諸達B7に相当。）、第9類20頁（諸達B9に相当。）参照。
- (17) 青嶋敏・金城善「『官報』に掲載された沖縄県令の件名等と学事関係規定の変遷」（『社会科学論

- 集』47号、2009年）254頁以下所収の【表6】『官報』掲載沖縄県令件名等一覧」中の官110～官118、官129～官133、官135～官149、官151～官162参照。
- (18) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）232頁以下所収の「廃止・取消令達等一覧表」中のA廃64～A廃67、A被86、A被88、A被172、A被188参照。
- (19) 青嶋敏「『沖縄県庁よりの諸令達』とそこに編綴された明治期沖縄県令達について」（『愛知教育大学研究報告人文・社会科学編』67輯、2018年）97-105頁。
- (20) 青嶋敏「『明治十六年 本県諸達書及令達等級』とそこに編綴された沖縄県令達について」（『愛知教育大学研究報告人文・社会科学編』68輯、2019年）135-143頁。
- (21) 「翁長親方八重山島規模帳」には「若文子之儀、仮役ヨリ順々相進候儀当然之事候処」云々とあり（石垣市史編集室編『石垣市史叢書7』〔石垣市役所、1994年〕63頁項目番号176参照）、若文子の仮役とは本役である若文子に昇進する前の「仮若文子」を指していると考えられる。
- (22) 警察本部検察課については前掲注（12）参照。
- (23) 明治22年7月17日付『官報』第1814号193頁「彙報」欄の「官庁事項」中「司法及警察」の項に掲載の「裁判所出張所開庁」と題する記事は、「沖縄県裁判所名護出張所ヲ同間切大兼久村ニ、宮古島出張所ヲ砂川間切西里村ニ置キ去ル一日ヨリ開庁セリ」と述べている。
- (24) 刑法（明治13年7月17日太政官布告第36号）は罪を重罪、軽罪、違警罪の三種に分類していた（同法第1条）が、このうち軽罪とは重禁錮、軽禁錮または罰金の刑を科せられた罪を指した（同法第8条）。
- (25) 内閣官報局編『法令全書第十八巻-1（明治18年）』（原書房復刻版、1977年）布告の部2頁。
- (26) 『沖縄県甲乙丙丁号達』（岩村25）、『明治十六年本県諸達書及令達等級』（諸達A25）。
- (27) 諸達B26～28、30、35および40による小学校設置区域および設置位置の一部改正については、青嶋・金城前掲論文244-249頁〔金城執筆〕参照。
- (28) 諸達B23の令達書には「学校設置廃止規則」の制定・発令年月日、令達類型および令達番号が表記されていないが、明治14年11月11日布達甲第113号は「町村立私立学校設置廃止規則別冊ノ通相定候条此旨布達候事」（琉球政府編『沖縄県史第11巻 資料編1上杉県令関係日誌』〔琉球政府、1965年〕所収「沖縄県日誌」翻刻版427頁）と令達している（ただし、「別冊」は省略されている）。
- (29) 内務省による医籍編成については、明治16年12月28日内務省達乙第50号「医籍編成書式」（内閣官報局編『法令全書第十六巻-1（明治16年）』（原書房復刻版、1976年）682-685頁）参照。
- (30) 内閣官報局編『法令全書第二十巻-2（明治20年）』（原書房復刻版、1977年）閣令の部10-11頁。
- (31) 明治39年版『令達類纂』下巻183頁（A501）、明治44年版『令達類纂』第9類190頁（B529）。
- (32) 明治39年版『令達類纂』下巻153頁（A486）。
- (33) 『沖縄県甲乙丙丁号達』（岩村14）。
- (34) 明治16年布達甲第17号「芸娼妓貸座敷規則」第2条、第4～第7条の内容については、沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 近代3尾崎三良岩村通俊沖縄関係史料』（沖縄県教育委員会、1980年）301-302頁の翻刻参照。
- (35) 『明治十六年 本県諸達書及令達等級』（諸達A7）。
- (36) 明治23年6月6日県令甲第22号（那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」入力順8271）は、明治20年県令甲第44号「小学校授業生免許規則」および同年県令甲第46号「小学校簡易科教員免許規則」の一部改正であり、小学校授業生および小学校簡易科教員の免許授与に関してはこの両規則が規定していたものと考えられる（ただし両規則とも残存未確認である）。
- (37) 明治39年版『令達類纂』上巻223頁（A226）、明治44年版『令達類纂』第5類45頁（B222）。
- (38) 明治23年4月19日付『官報』第2038号223頁「彙報」欄の「官庁事項」中に掲載の「公文発布及文書取扱件数」と題する記事は、「沖縄県ニ於テ昨年中発布公文総数ハ四百九件ニシテ内県令六十三、県達二百八十、訓令十、訓示二、内訓六、論達六、告示四十二、〔以下省略〕」と述べている。ただし、この409件中には各課報告や正誤は含まれていない。
- (39) 以上の他、『八重山島旧慣改廃取調書草稿』（喜舎場永珣収集資料）によって、明治22年の県令甲1件（27号）、達乙1件（93号）の要旨を知ることができる。

〔付記〕史料編集班複製資料の閲覧に際しては、史料編集班指導主事小野まさ子氏のご協力を得た。記して謝意を表したい。

（2019年9月20日受理）